

下水道管路施設包括的維持管理等業務委託（住民対応等業務・修繕業務）

仕様書

1 適用範囲

下水道管路施設包括的維持管理等業務委託（住民対応等業務・修繕業務）（以下業務という。）は、本仕様書及び下水道管路施設包括的維持管理等業務委託に係る図書（以下設計図書という。）及び各種関連法令に従い実施しなければならない。また、本仕様書に記載のない事項については「姫路市土木工事共通仕様書（令和2年4月）」、「兵庫県県土整備部土木工事共通仕様書（平成29年12月）」、「兵庫県県土整備部土木請負工事必携（平成29年12月）」及び「下水道施設計画・設計指針と解説」（日本下水道協会）によることとする。

2 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

3 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

4 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

5 公益確保の責務

受託者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他公益を害することの無いように努めなければならない。

6 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当って、設計図書に定めるものと併せて、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 住民対応等業務に係る受付・対応記録及び報告書
- (2) 修繕業務に係る受付・対応記録及び報告書並びに施工に係る図書、成果品一式
- (3) その他、担当職員が指示するもの

7 主任技術者等及び照査技術者

- (1) 受託者は、主任技術者等をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、相当の経験のある技術者（以下、「技術者」という。）を配置しなければならない。
- (2) 技術者の氏名、その他必要な事項を施工体系図に記載しなければならない。
- (3) 技術者は照査技術者を兼ねることはできない。
- (4) 主任技術者等は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (5) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

8 担当職員

- (1) 委託者は、担当職員を定め、受託者に通知するものとする。
- (2) 担当職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等

の職務を行うものとする。

- (3) 担当職員が、その権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、担当職員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその指示等に従うものとし、後日書面により担当職員と受託者の両者が指示内容を確認するものとする。

9 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議をうけたときは、誠意をもって対応し、内容を遅滞なく報告しなければならない。

10 業務に伴う関係者との交渉等

- (1) 業務に伴う関係者（以下「関係者」という。）への説明、交渉等は、委託者又は担当職員が行うものとするが、担当職員の指示がある場合は、受託者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受託者は関係者に誠意をもって接しなければならない。
- (2) 受託者は、屋外で行う業務の実施に当たって、関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、担当職員の承諾を得てから行うものとし、関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- (3) 受託者は、設計図書の定め又は担当職員の指示により、関係者への説明・交渉等を行う場合は、書面により交渉等の内容を担当職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。また、随時、状況を担当職員に報告するものとする。
- (4) 受託者は、前項関係者との協議により、設計図書に基づく業務内容に変更または追加が生じた場合、担当職員の指示に基づいて変更・追加するものとする。

11 土地への立入り等

- (1) 受託者は、屋外で行う業務を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、担当職員及び関係者と十分な協議を行い、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には直ちに担当職員に報告し指示を受けなければならない。
- (2) 受託者は、業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合は、あらかじめ担当職員に報告するものとし、報告を受けた担当職員は当該土地所有者及び占有者の承諾を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、委託者が得るものとするが、担当職員の指示がある場合は、受託者はこれに協力しなければならない。
- (3) 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要な経費の負担については、設計図書に示すとともに、担当職員と協議により定めるものとする。

12 条件変更

- (1) 担当職員が受託者に対して、業務内容の変更、追加又は設計図書の訂正の指示を行う場合は、書面によるものとする。
- (2) 受託者は、設計図書に明示されていない履行条件について、予期できない特別な状況が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を担当職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期できない特別な状態」とは、以下のものをいう。

- ア 1 1 土地への立入り等第1項に定める現地への立入りが不可能となった場合
- イ 天災その他の不可抗力による損害が生じた場合
- ウ その他、委託者と受託者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合

1 3 現場管理と安全の確保

- (1) 受託者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、業務環境等を十分に把握し、適切な労働環境を確保しなければならない。
- (2) 受託者は、業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- (3) 受託者は、必要に応じて所轄警察署、労働基準監督署、道路管理者、河川管理者等の関係機関及び地元の関係者と緊密に連絡を取り、業務中の安全を確保しなければならない。
- (4) 受託者は業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- (5) 受託者は、安全の確保に努めるとともに労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておかななければならない。

1 4 履行報告

受託者は、履行状況に係る報告書を作成し、担当職員に提出するものとする。

1 5 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応

- (1) 受託者は、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。
また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。
- (2) 受託者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を担当職員に報告しなければならない。
- (3) 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、担当職員と協議するものとする。

1 6 地元及び交通規制への対応

- (1) 業務の着手にあたっては、事前に地元自治会及び隣接住民への連絡等を十分行うこと。
- (2) 道路規制を行う場合は、事前に規制箇所予告看板等を設置し、歩行者及び交通車両に対して規制の予告を行うこと。

1 7 地下埋設物件の事故防止

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、地下埋設物件について十分調査した上で管理者と現地立会い、当該物件の位置・深さを確認し、保安対策について十分打ち合わせを行い、事故の発生を防止すること。
- (2) 受託者の責により地下埋設物件に損害を与えた場合は、直ちに担当職員に報告するとともに関係機関に連絡して応急措置をとり、受託者の負担によりこれを補修しなければならない。
- (3) 管理者不明の埋設物件等がある場合は、担当職員に報告し、その処置については、

占有者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。その結果、占有物件等の処置を受託者が管理者より依頼を受けた場合は、文書によってその責任を明確にしておかなければならない。

1 8 交通誘導警備員の配置

本業務の実施において国道、県道、市道等の通行規制を伴う場合については、休憩、休息時も交通誘導警備を行うものとする。

なお、交通誘導警備員 A、B の定義は次のとおりである。

交通誘導警備員 A：警備業者の警備員（警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 項に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員。

交通誘導警備員 B：警備業者の警備員で、交通誘導警備員 A 以外の交通の誘導警備に従事するもの。

1 9 隣接する土地の工作物や境界等の保全について

(1) 必要に応じて工事実施前に、工作物や境界等の確認を隣接土地所有者と立会いの下に行うこと。掘削等の影響が予想される場合には、現況写真を撮影するなど対応を図ること。

(2) 施工区域内に境界鉋や杭等があり、施工上やむを得ず一時的に撤去する場合は、撤去前に関係者と立会いにて位置等の現況確認を行い、関係者の承諾を得た上で着工するとともに、施工後に復旧すること。

2 0 産業廃棄物の運搬

産業廃棄物を運搬する際は、運搬車に下記の事項を表示するとともに、所定の書面を携帯すること。

	表示事項	携帯する書面
排出事業者が自己運搬を行う場合(*)	「産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨」 「氏名又は名称」	「次に掲げる事項を記載した書類」 ・氏名又は名称及び住所 ・運搬する産業廃棄物の種類、数量 ・運搬する産業廃棄物を積載した日 ・積載した事業所の名称、所在地、連絡先 ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先
許可業者が委託を受けて運搬する場合	「産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨」 「氏名又は名称」 「許可番号（下 6 けた）」	「産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し」 「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」

(*) 「排出事業者」とは廃棄物を排出する者であり、原則として委託者から再委託承諾を受けた現場業務を請け負う者（建設業者）が該当する。

なお、使用する運搬車に表示事項が記載されていることが確認できる写真を撮影し、完成書類として提出するものとする。

2 1 建設発生土及び特定建設資材廃棄物の処分

建設発生土及び特定建設資材廃棄物の搬出先は、積算条件として以下を設定している。

品名	施設の名称	所在地	受入等諸条件	備考
建設発生土 (け質土)	西川建材(株) 西はりま残 土受入センター	たつの市揖保町栄 93-5	県土整備部の 「建設副産物 の処理ならび に受入価格」 に掲載される 当該施設の受 入条件によ る。	
アスファルト掘削殻	昭和瀝青工業(株)	揖保郡太子町原字白毛 30-1 他 7 筆		
コンクリート殻 (無筋)	昭和瀝青工業(株)	揖保郡太子町原字白毛 30-1 他 7 筆		30cm 以下
コンクリート殻 (有筋)	(株)大給組	たつの市神岡町東鶯崎 字河原 719-10 他 5 筆		35cm 以下
コンクリート (二次製品)	(株)大給組	たつの市神岡町東鶯崎 字河原 719-10 他 5 筆		

上表については、積算条件を明示しているものであり受入施設を指定するものではない。受注者は、兵庫県登録施設から搬出先施設を選定し、建設発生土及び特定建設資材廃棄物の搬出を行うこと。

なお、受注者の選定した施設が積算条件と異なる場合においても設計変更は行わない。

ただし、上表の施設が受け入れ困難な状況にある場合又は品目に関して現場条件と異なる場合は、監督員と協議するものとする。

2.2 写真管理

「姫路市土木工事共通仕様書(令和2年4月)」にある写真管理基準を遵守するとともに、写真撮影主要項目一覧表を添付し、A4サイズで各ページとも縦に3枚の写真を配置すること。また、見出しを設け、工種、測点及び施工状況等を記入すること。

2.3 その他

その他、疑義が生じた場合は、担当職員と協議すること。